

誰もが安心して暮らせるように ～犯罪被害者等支援条例を制定しました～

誰もある日突然、犯罪被害に遭う可能性があります。
 さまざまな問題や心身に起きる変化に直面することになります。
 市では、被害に遭った人が1日でも早く平穏な生活を取り戻すことができるように「印西市犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月から施行しました。

相談・情報の提供（適切な関係機関や市の制度などの紹介）

見舞金の支給（遺族見舞金や全治1カ月以上の傷害見舞金）

転居費用の助成（転居を余儀なくされた場合の被害者へ）

＊一定の要件があります。

市と印西警察署が犯罪被害者支援に係る協定を締結しました。



4月1日の「印西市犯罪被害者等支援条例」の施行を控え、市と印西警察署は、犯罪被害に遭われた方を連携協力して支援するための協定を締結しました。（3月27日）



地域や事業者のみなさんの理解と協力が必要です。

犯罪被害を受けた方が、再び安心して平穏な日常を過ごせるようになるためには、身近な地域の方や事業者の方々の理解と支えが必要になります。

もしも、犯罪被害に遭ったら、
 一人で悩まず、市の相談窓口へ
 印西市役所市民部市民安全課（安全パトロール班）
 住所：印西市大森2364-2
 TEL：0476-33-4435（直通）

